

国 不 用 第 2 2 号
令和7年10月14日

各 地 方 整 備 局 長 殿
各 地 方 航 空 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 の 長 殿
港 湾 管 理 者 殿

国土交通省大臣官房土地政策審議官
(公印省略)

国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を
先行取得する場合の取扱いについて（平成13年3月30日付け国
総国調第88号国土交通事務次官通知）記6（三）五に規定する利
率の改定について（通知）

標記については、最近の金利水準動向に鑑み、下記のとおり改定することとしたの
で、遺憾のないよう措置願います。

なお、各都道府県知事にあつては、貴管内市町村等（指定都市を除く。）に、この
旨周知徹底願います。

記

1. 国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得す
る場合の取扱いについて（平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通
事務次官通知）記6（三）五に規定する利率を年2.19パーセントとする。
2. この通知は、令和7年10月14日から適用する。
3. この通知の適用の際、既に地方公共団体等が国庫債務負担行為による用地の先
行取得により取得し、かつ保有している土地に係る借入れ済みの資金についての
利子支払額（令和7年10月14日以降にする利子支払のための借入金に係るも
のを除く。）については、当該借入金の借換えの時期までの間、なお従前の例に
よる。

国 不 用 第 2 4 号
令和7年10月14日

各 地 方 整 備 局 用 地 部 長 殿
各 地 方 航 空 局 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 開 発 監 理 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿
各 都 道 府 県 用 地 担 当 部 長 殿
各 指 定 都 市 の 用 地 担 当 局 長 殿
港 湾 管 理 者 殿

国土交通省
不動産・建設経済局土地政策課長
(公印省略)

直轄事業又は補助事業の用に供する土地の先行取得に係る
有利子資金の借入に際して留意すべき事項について（通知）

直轄事業又は補助事業の用に供する土地の先行取得についての国の取得価額又は補助基本額に計上することのできる利子支払額に係る限度利率については、今般、令和7年10月14日付け国不用第22号国土交通省大臣官房土地政策審議官通知により改定されたところですが、当該利率は、主として市町村及び市町村土地開発公社の実情を考慮の上決定されたものですので、現下の金利状況に鑑み、都道府県、指定都市、都道府県土地開発公社が行う先行取得に係る有利子資金の借入については、下記事項に留意の上事務処理願います。

なお、各都道府県用地担当部長にあつては、貴管内都道府県土地開発公社に、この旨周知徹底願います。

記

国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて（平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通事務次官通知）記6（三）第一号から第四号までに掲げる費用のための借入金に係る利子支払額は、令和7年10月14日から、年1.99パーセントの利率で6箇月ごとの複利により計算した額の範囲内とするよう努めるものとする。

共同発行市場公募地方債(10年)表面利率
[10月7日決定 (10月債)]

用地国債
[10月14日より]

1. 79% + 0. 4%

限度利率 2. 19%
(市町村・市町村土地開発公社
・指定都市土地開発公社)

1. 79% + 0. 2%

指導利率 1. 99%
(都道府県・指定都市
・都道府県土地開発公社)

<参 考>

以下に記載している利率等は、一般企業が金融機関から有利子資金の借入れを行う際の代表的な利率と限度利率・指導利率との関係性及び共同発行市場公募地方債(10年)の表面利率に影響を与えていると考えられる代表的な指標を示すために参考として掲載しております。

◎ 短期プライム・レート・・・・・・・・・・◎ 新長期プライム・レート
(主要行等 令和7年3月17日より)

1. 625% + 0. 25% 1. 875%

◎ 利付金融債・・・・・・・・・・・・・・・・◎ 長期プライム・レート
(みずほ銀行債 令和7年9月10日より)

2. 20% + 0. 10% 2. 30%

◎ 大口定期預金
(三菱UFJ銀行ホームページより 令和7年10月7日現在)

1か月 0. 250%
3か月 0. 250%
6か月 0. 250%
1 年 0. 275%
2 年 0. 325%
3 年 0. 350%

◎ 基準貸付利率(公定歩合) 0. 75% (令和 7年 1月27日施行)
◎ 特定公共用地等先行取得資金 1. 30% (令和 7年 6月26日施行)
◎ 10年利付国債表面利率 1. 70% (令和 7年10月 2日入札結果)

用地国債利率推移表

令和5年度

地方債発行 条件改定日	用地国債 改定日	地方債				用地国債		備考	
		表面利率(A)	発行価格(円)	応募者利回り(B)	(A) - (B)	限度利率(C)	指導利率(D)	表面利率+0.2(E)	(E) - (B)
R5.4.6	R5.4.12	0.76	100.00	0.765	-0.005	1.16	0.96	0.96	0.195
R5.5.11	R5.5.17	0.70	100.00	0.701	-0.001	1.10	0.90	0.90	0.199
R5.6.6	R5.6.12	0.68	100.00	0.681	-0.001	1.08	0.88	0.88	0.199
R5.7.6	R5.7.12	0.59	100.00	0.590	0.000	0.99	0.79	0.79	0.200
R5.8.3	R5.8.9	0.77	100.00	0.778	-0.008	1.17	0.97	0.97	0.192
R5.9.7	R5.9.13	0.76	100.00	0.762	-0.002	1.16	0.96	0.96	0.198
R5.10.5	R5.10.11	0.89	100.00	0.899	-0.009	1.29	1.09	1.09	0.191
R5.11.9	R5.11.15	0.94	100.00	0.948	-0.008	1.34	1.14	1.14	0.192
R5.12.7	R5.12.13	0.75	100.00	0.759	-0.009	1.15	0.95	0.95	0.191
R6.1.12	R6.1.18	0.70	100.00	0.700	0.000	1.10	0.90	0.90	0.200
R6.2.6	R6.2.13	0.81	100.00	0.816	-0.006	1.21	1.01	1.01	0.194
R6.3.7	R6.3.13	0.82	100.00	0.826	-0.006	1.22	1.02	1.02	0.194

令和6年度

地方債発行 条件改定日	用地国債 改定日	地方債				用地国債		備考	
		表面利率(A)	発行価格(円)	応募者利回り(B)	(A) - (B)	限度利率(C)	指導利率(D)	表面利率+0.2(E)	(E) - (B)
R6.4.4	R6.4.10	0.85	100.00	0.856	-0.006	1.25	1.05	1.05	0.194
R6.5.10	R6.5.16	0.98	100.00	0.986	-0.006	1.38	1.18	1.18	0.194
R6.6.6	R6.6.12	1.08	100.00	1.081	-0.001	1.48	1.28	1.28	0.199
R6.7.4	R6.7.10	1.16	100.00	1.165	-0.005	1.56	1.36	1.36	0.195
R6.8.8	R6.8.14	0.96	100.00	0.963	-0.003	1.36	1.16	1.16	0.197
R6.9.5	R6.9.11	1.02	100.00	1.028	-0.008	1.42	1.22	1.22	0.192
R6.10.8	R6.10.8	1.02	100.00	1.029	-0.009	1.42	1.22	1.22	0.191
R6.11.12	R6.11.18	1.11	100.00	1.111	-0.001	1.51	1.31	1.31	0.199
R6.12.5	R6.12.11	1.17	100.00	1.173	-0.003	1.57	1.37	1.37	0.197
R7.1.9	R7.1.15	1.28	100.00	1.286	-0.006	1.68	1.48	1.48	0.194
R7.2.6	R7.2.12	1.38	100.00	1.380	0.000	1.78	1.58	1.58	0.2
R7.3.6	R7.3.12	1.54	100.00	1.541	-0.001	1.94	1.74	1.74	0.199

令和7年度

[illegible]

令和7年10月7日

共同発行市場公募地方債（10月債）の発行条件等

令和7年10月に発行する共同発行市場公募地方債の発行条件等は以下のとおりです。

1. 発行条件

- (1) 表面利率 1.796%
- (2) 発行価格 100円00銭
- (3) 応募者利回り 1.796%（複利：1.796%）

2. 発行日 令和7年10月24日（金）

3. 発行額 880億円

4. 調達団体

（単位：億円）

団体	調達額	団体	調達額	団体	調達額
北海道	50	愛知県	100	札幌市	—
宮城県	—	三重県	—	仙台市	30
福島県	30	京都府	—	千葉市	—
茨城県	30	大阪府	200	川崎市	—
埼玉県	—	兵庫県	100	新潟市	—
千葉県	—	奈良県	100	静岡市	50
神奈川県	—	岡山県	—	浜松市	—
新潟県	40	広島県	—	京都市	50
福井県	—	徳島県	—	大阪市	50
長野県	—	熊本県	—	神戸市	—
岐阜県	—	大分県	—	広島市	—
静岡県	—	鹿児島県	50	北九州市	—
				福岡市	—
				計	880

（注）今後、上記の発行予定が変更される可能性がある。

（連絡先）
共同発行団体連絡協議会
TEL 03-5211-5291